

令和6年度

稲美町住宅リフォーム補助をご利用ください

町内の消費活動や地域経済の活性化、住環境の向上を目指して、町民が町内の施工業者を利用して住宅の改修工事を行う場合に、費用の一部を補助します。



稲美町イメージキャラクター「いなっち」

◆補助対象◆

町内に引き続き1年以上住民登録のある人が、**町内施工業者の施工**により、自分が所有し居住している住宅の修繕・模様替え・設備改善などの改修工事を行うもので、工事費（消費税抜き）が20万円以上のもの

◆補助金額◆

補助対象となる工事費（消費税抜き）の10分の1で、上限は10万円

◆申請手続き◆

下記の書類を、**着工前（2週間程度）**に、産業課窓口へ提出してください。

- 補助金交付申請書（産業課窓口で配布します）
- 事業計画書（産業課窓口で配布します）
- リフォームをする住宅の固定資産評価証明書（税務課で発行します。手数料が必要です）
- 町内施工業者による工事見積書
- 工事の内容がわかる設計図面
- 工事予定箇所の工事着手前の写真

※ 申請の期限は設けていませんが、予算がなくなり次第終了します。

◆留意事項◆

- ・ 町内施工業者とは、町内に主たる事業所がある会社、または町内に住所がある個人事業主
- ・ 申請時にすでに着工している工事は対象になりません
- ・ 工事完成・代金支払後、令和7年3月31日までに完了報告の提出が必要です
- ・ 町税を滞納している人は補助を受けられません
- ・ 町の他の補助を重複して受けることはできません（耐震補助は重複可もあり）
- ・ 住宅リフォーム補助は、1人1回、1住宅1回限りです

※ 田園集落まちづくり住宅新築促進事業補助金、親元近居住宅取得等支援補助金、移住定住支援補助金、結婚新生活支援補助金、沿道活性化にぎわいづくり補助金および空き家活用支援事業補助金を受けたことがある住宅は、10年度以上経過していること。

◆お問い合わせ先◆

稲美町役場 産業課商工労働係

〒675-1115 稲美町国岡1丁目1番地

電話 079-492-9141 / FAX 079-492-7792

◎◎◎◎◎ 対象となる工事の例 ◎◎◎◎◎

- 屋根の葺き替えや塗装工事
- 外壁の張り替えや塗装工事
- 間取りの変更や壁紙・床板の張り替え
- 風呂や台所など水周りの設備改修
- オール電化工事・バリアフリー工事
- 門扉や塀の改修

××××× 対象にならない工事 ×××××

- 店舗や事務所など営業用施設の改修工事
- 倉庫・車庫・外構等住宅以外の改修工事
- 10㎡以上の増築を行う改修
- 工事を伴わない除湿剤・保温材の設置
- 電化製品等の取付け・取替え
- シロアリ等の害虫駆除



■□■□■□■ 稲美町住宅リフォーム補助申請のながれ ■□■□■□■□■

